

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年11月1日（平成28年（行情）諮問第661号）

答申日：平成29年5月24日（平成29年度（行情）答申第64号）

事件名：特定文書に記載の「国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等」の部隊行動基準の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等』（『南スーダン国際平和協力業務実施計画』5頁）の『部隊行動基準』（『部隊行動基準の作成等に関する訓令』（平成12年防衛庁訓令第91号）に基づくもの）*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月8日付け防官文第12912号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

不開示理由は当該文書が存在し、その内容が明らかになった場合であれば首肯できるが、存否応答拒否の理由とならない。

（2）意見書

処分庁は過去において「部隊行動基準」を開示している。

処分庁は過去において「部隊行動基準」に該当する文書「部隊行動の基準」（請求受付番号2009.9.1-本本B432）を開示しており、原処分において不開示とする理由は乏しい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等』（『南

スーダン国際平和協力業務実施計画』5頁)の『部隊行動基準』(『部隊行動基準の作成等に関する訓令』(平成12年防衛庁訓令第91号)に基づくもの)*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものである。

本件開示請求に対しては、本件対象文書の存否を明らかにするだけで法5条3号に該当する情報を開示することとなるため法8条の規定に基づき、平成28年7月8日付け防官文第12912号により原処分を行った。

2 法5条及び8条の該当性について

部隊行動基準とは、国際法規及び慣例並びに我が国の法令の範囲内で部隊等が採り得る具体的な対処行動の限度を示すことにより、部隊等における的確な任務の遂行に資することを目的として作成されるものであるが、個々の部隊ごとの部隊行動基準の適用状況に係る情報を公にした場合、個々の部隊の緊急事態における対処態勢や準備状況が推察され、これにより個々の部隊の任務の遂行及び隊員の安全確保に支障が生じ、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、法5条3号に該当する情報を開示することとなるため法8条の規定に基づき不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「不開示理由は当該文書が存在し、その内容が明らかになった場合であれば首肯できるが存否応答拒否の理由とならない。」として原処分の取消しを主張するが、存否の応答を拒否して原処分を行った理由は上記2のとおりであり、審査請求人の主張は当たらず原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年11月1日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年12月6日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ④ 平成29年1月24日 | 審議 |
| ⑤ 同年5月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、南スーダン国際平和協力業務実施計画に記載された「国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等」の部隊行動基準である。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条3号に規定する不開示情報を開示することになるとして、本件対象文書の存否を明らかに

せず、不開示とする原処分を行い、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 部隊行動基準について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、部隊行動基準とは、状況に応じて自衛隊の部隊等に示すべき基準をまとめたものであって、行動し得る地理的範囲、使用し又は携行し得る武器の種類、選択し得る武器の使用法その他の特に政策的判断に基づく制限が必要な重要事項に関する基準を定めたものであり、特定の状況において、部隊行動基準の必要な部分を特定し、その効力を発生させることにより、部隊等が採り得る対処行動の限度が確定されるとのことであった。

諮問庁から「部隊行動基準の作成等に関する訓令」（以下「訓令」という。）の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の説明のとおりと認められる。

3 本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 本件対象文書の存否応答拒否について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 本件開示請求は、南スーダン国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等に与えられた部隊行動基準の開示を求めるものと解した。

イ 防衛省・自衛隊としては、訓令に基づき、一般論として、部隊行動基準が定められていること自体は明らかにしている。しかし、上記2のとおり、部隊行動基準は、特定の状況において、その必要な部分を特定し、効力を発生させることにより、部隊等が取り得る対処行動の限度を確定させるものであり、いかなる個別の状況において部隊行動基準が適用されるか、また、その具体的な内容は何かについては、今後の自衛隊の運用に支障を及ぼすおそれがあることから一切明らかにしていない。

ウ 本件開示請求は、南スーダン国際平和協力業務に従事するという特定の状況下にある部隊等に与えられた部隊行動基準の開示を求めるものであり、本件対象文書の存否を答えるだけで、特定の状況における部隊行動基準の適用の有無が明らかとなり、特定の状況下にある部隊等の緊急事態における対処態勢や準備状況が推察され、これにより個々の部隊の任務の遂行及び隊員の安全確保に支障が生じ、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは法5条3号の不開示情報を開示することとなると判断した。

(2) そこで検討すると、本件対象文書の存否を答えることは、南スーダン

国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等に与えられた部隊行動基準の存否（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。本件存否情報は、これを公にすると、特定の状況における部隊行動基準の適用の有無が明らかとなり、今後、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる悪意の相手方が、特定の状況下にある部隊等の緊急事態における対処態勢や準備状況を推察することによって、対抗措置を講じることが可能となり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、本件存否情報については、法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条3号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当である。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条3号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久